

総務環境常任委員会会議録

1 本委員会の開催日時は次のとおりである。

令和元年9月17日(火)午前9時00分

2 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員長	松元 深 君	副委員長	宮内 博 君
委員	山田 龍治 君	委員	久保 史睦 君
委員	川窪 幸治 君	委員	阿多 己清 君
委員	前島 広紀 君	委員	新橋 実 君
委員	下深迫 孝二 君		

3 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

なし

4 委員外議員の出席は次のとおりである。

議員	宮田 竜二 君	議員	木野田 誠 君
議員	植山 利博 君		

5 本委員会に出席した説明員は次のとおりである。

総務部長	新町 貴 君	総務部参事兼総務課長	本村 成明 君
総務課主幹	石神 幸裕 君	総務課人事研修グループ主任主事	中島 佐紀 君
総務部参事兼財政課長	小倉 正実 君	財政課主幹	村岡 新一 君
企画部長	有馬 博明 君	企画部参事兼地域政策課長	出口 竜也 君
地域政策課中山間地域活性化グループ主任主事	藤田 友成 君	市民環境部長	橋口 洋平 君
清掃センター整備対策監兼市民活動推進課長	池田 宏幸 君	市民活動推進課市民環境政策グループ長	山口 留美子 君
市民活動推進課市民環境政策グループリーダー	原田 聡 君	スポーツ・文化振興課長	浮邊 文弘 君
スポーツ・文化振興課主幹	上小園 拓也 君	消防局長	堀切 昇 君
次長兼中央消防署長	喜聞 浩志 君	消防局次長兼総務課長	堀ノ内 剛 君
警防課長	松元 達也 君	総務課課長補佐	神水流 崇 君
警防課課長補佐	岩下 力 君	総務課主幹兼経理装備係長	堂平 幸司 君
警防課救急救助係長	徳田 陽介 君	総務課装備係主査	清水 公一郎 君

6 本委員会の書記は次のとおりである。

書記 森 伸太郎 君

7 本委員会の付託及び調査案件は次のとおりである。

議案第54号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

議案第55号 霧島市営体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第62号 霧島市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

議案第64号 財産の取得について

所管事務調査 新たな過疎対策法の制定に関する議会意見書の提出について

8 本委員会の概要は次のとおりである。

「開 会 午前 9時00分」

○委員長(松元 深君)

ただいまから、総務環境常任委員会を開会いたします。本日は、去る6月18日の本会議で当委員会に付託されました議案4件についての審査を行います。あわせて、所管事務調査についても行います。ここで委員の皆様方にお諮りいたします。本日の会議は、お手元に配付しました次第書に基づき進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

[「はい」と言う声あり]

それでは、そのようにさせていただきます。

△ 議案第64号 財産の取得について

○委員長（松元 深君）

まず、議案第64号、財産の取得について審査します。執行部の説明を求めます。

○消防局長（堀切 昇君）

議案第64号、財産の取得について御説明申し上げます。議案第64号は、霧島市消防局中央署に配備しております高規格救急自動車を更新するため、地方自治法第96条第1項第8号及び霧島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。内容につきましては、指名競争入札により、高規格救急自動車1台を霧島市隼人町真孝37番1号、鹿児島トヨタ自動車株式会社隼人店店長、北園正人から2,937万円で取得しようとするものであります。以上説明いたしました、よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（松元 深君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより執行部に対する質疑を行います。質疑はありますか。

○委員（山田龍治君）

前回の定例会でも財産取得の件で3台の車を取得されたということでありまして。今回も高規格救急自動車1台ということで、同じタイミングではなかった理由は何でしょうか。

○消防局総務課主幹（堂平幸司君）

中央署の高規格救急自動車につきましては、平成29年度に国庫補助事業なんです、防衛施設周辺総合整備事業を要望いたしておりました、今年、採択されれば、その補助事業とする予定だったんですけど、採択されませんでした。採択されれば4月、5月に内示がありまして、それを受けて申請、それから補助金決定という流れで、今の時期になる予定であったんですけど、採択されなかった関係で今になりました。

○委員（新橋 実君）

積算価格と落札率と高規格救急自動車全体で何台になるのかお示してください。

○消防局総務課主幹（堂平幸司君）

落札率は97.9%です。台数は霧島市全部で8台になります。

○委員（阿多己清君）

日産のほうも指名をされているようなんですが、今回は辞退と。今、日産車の高規格救急自動車はあるんですか。

○消防局総務課主幹（堂平幸司君）

現在、日産車につきましては中央署、隼人、横川、霧島に1台ずつの4台ございます。

○委員（前島広紀君）

落札が2,670万円で消費税が267万円ということなんですけれども、これは10月の納車ということで10%ということですか。

○消防局総務課主幹（堂平幸司君）

来年2月の納車ということで10%で契約いたしております。

○委員（山田龍治君）

車体価格とそれ以外の附属のものを一括しての金額だと思んですけど、参考までに分けての金額を教えてください。

○消防局総務課主幹（堂平幸司君）

概算になります、車体価格が1,900万円程度、残りが資機材となっております。

○委員長（松元 深君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで執行部に対する質疑を終わります。しばらく休憩します。

「休憩 午前 9時02分」

「再開 午前 9時05分」

△ 議案第54号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

△ 議案第62号 霧島市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

○委員長（松元 深君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第54号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について及び議案第62号霧島市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について審査します。執行部の説明を求めます。

○総務部長（新町 貴君）

議案第54号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について及び議案第62号、霧島市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定については、来年度からその運用を開始しようとする会計年度任用職員制度に関する議案になります。私のほうからは、本案を提案するに至りました背景等について説明します。地方公務員の臨時、非常勤職員は、全国ではその総数が約64万人と増加の一途をたどり、教育、子育てなど様々な分野で活用され、地方行政の重要な担い手になっています。そのような中で、この臨時、非常勤職員の取扱いについては、地方公共団体ごとにその任用基準等が区々であったことから、今般、新たに会計年度任用職員という統一的な取扱基準を設けようとするものです。加えて、国の方で同一賃金同一労働のガイドラインが示されるなど、臨時職員等の待遇改善も長年の課題であったことから、地方自治法を改正し、期末手当の支給ができるようにすることも大きな改正点となっています。それぞれの条例案の詳細につきましては、本村参事が説明しますので、審査をよろしくお願いいたします。

○総務部参事兼総務課長（本村成明君）

まず、議案第54号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について説明します。新旧対照表1ページをご覧ください。第1条の霧島市職員定数条例の一部改正については、臨時的任用のうち、臨時の職に関するときは1年以内に廃止されることが予想されているときであり、定数外とするが、緊急のときは定数条例の対象となるため、限定要件を新たに加えようとするものです。次に第2条、第3条はともに条文中に上位法を引用しており、当該法律の条項の改正に伴い、第22条第1項を第22条に改めようとするものです。2ページをご覧ください。第4条は、会計年度任用職員の分限休職の期間の上限を1年以内とするため、新たに規定しようとするものです。第5条は、これまで給料月額の十分の一以下を減ずるという規定しかなかったため、パートタイム会計年度任用職員の場合は、報酬の同率を減ずるということを区加えたものです。3ページをご覧ください。第6条は、条文中のこれまでの非常勤職員という呼称を、会計年度任用職員へ改めようとするものです。第7条は、会計年度任用職員が一定の条件を満たす場合、新たに育児休業や部分休業が適用されることから、それぞれ該当部分に関係条項を加え、又は改めようとするものです。8ページをご覧ください。第8条は、まず、第1条については地方自治法の改正に伴い引用条項を改めようとするものです。そのほか、別表をめくっていただいて10ページの選挙事務従事者、開票事務従事者、高等学校講師、家庭児童相談員、国際交流員、英語指導助手、人権啓発センター館長が非常勤職員でなくなるため、本表から削除しようとする

るものです。11ページをご覧ください。第9条は、給与条例に会計年度任用職員の給与について別の条例を新たに制定して別途定めることを規定しようとするものです。第10条は、技能労務職員の給与等条例に、同じく会計年度任用職員の給与の種類を規定するとともに、その基準について会計年度任用職員の給与等条例に準拠することを規定しようとするものです。第11条は、旅費支給の対象者にフルタイム会計年度任用職員を新たに加えようとするものです。なお、パートタイムについては、これから説明します会計年度任用職員の条例に出てまいります。12ページをご覧ください。第12条は、交通安全専門指導員の職について、非常勤の特別職から会計年度任用職員へ改めようとするものです。第13条は、企業職員の給与等条例の非常勤職員という呼称を会計年度任用職員へ改めようとするものです。また、第2項にはその基準について会計年度任用職員の給与等条例に準拠することを規定しようとするものです。13ページをご覧ください。最後に第14条は、フルタイム会計年度任用職員が「人事行政の運営等の状況の公表」に関する対象となったため、所要の改正を行おうとするものです。続きまして、議案第62号「霧島市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について」説明します。議案の18ページをご覧ください。まず、第1条では本条例制定の根拠となる上位法と、制定の趣旨を規定しています。地方公務員法第24条第5項等に、職員の給与は条例で定めなければならない旨が規定されていますことから、この条例を制定するものであります。第2条では、フルタイム会計年度任用職員とパートタイム会計年度任用職員の定義について、それぞれ地方公務員法の条項を整理しています。すなわち、フルタイムは常勤職員と勤務時間が同一である者。よって、それ以外の常勤職員より1時間でも勤務時間が短ければパートタイムとなります。第3条では、フルタイム及びパートタイム、それぞれ支払う給与等の種類を規定しているほか、口座振替の方法により支払うことも可能であることなどを規定しています。次条から第17条までは、フルタイムの会計年度任用職員に関する規定になります。第4条では、フルタイムの給料は、給与条例に定める行一表を準用することを規定しています。第5条では、同じく職務の級について給与条例に準拠すること、等級別職務基準表に基づき1級、2級に区分することを規定しています。第6条では、規則に定める基準に基づいて号給を決定することを規定しています。第7条では、給料支給方法として、給料の支給日を規定しています。第8条では、職員と同じ基準で通勤手当を支給することを規定しています。第9条から第13条までは、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日給、夜間勤務手当、宿日直手当について、それぞれフルタイム会計年度職員にも準用することを規定しています。第14条では、時間外勤務手当を算出する際の端数処理の方法について規定しています。第15条では、期末手当の支給要件等について規定しています。第1項で任期の月数を規定し、第2項、第3項では1会計年度内で複数の任用があった場合、及び会計年度をまたぐ場合の期間の通算方法について規定しています。第16条では、各種手当の計算基礎となる1時間当たりの給与額の具体的な計算方法を規定しています。第17条では、欠勤又は無給の特別休暇を取得した場合、給与を減額することを規定しています。次条から第28条までは、パートタイム会計年度任用職員に関する規定になります。第18条では、パートタイムの場合給与ではなく報酬となることと、月額、日額、時間額の3種類があることを規定しています。かつ、適用する給料表についてはフルタイムと同じであることも第2項で規定しています。第19条から第23条までは、フルタイムのところで説明した内容と同じです。表現が何々に係る報酬という表現になっています。また、第24条、第27条、第28条は、フルタイムとほぼ同一の趣旨からなる規定ですので説明を割愛します。第25条では、期末手当の支給要件等について規定しています。フルタイムとの違いとして、パートタイムは常勤職員より勤務時間の短い職員がいますので、その基準を本条では「著しく短い者」とし、詳細は規則で定めることを規定しています。第26条では、報酬の支給日と、月額、日額、時間額それぞれの支給方法等を具体的に規定しています。第29条では、パートタイム会計年度任用職員について、通勤に係る費用弁償を支給できることを規定しています。第2項には、その額や支給日を規則で定めることを規定しています。第30条では、同じく公務のために旅行する場合、その旅行に係る費用弁償を支給することを規定しています。第31条では、給与からの各種控除について、会計年度任用職員も給

与条例に準拠することを規定しています。第32条では、特に必要と認める場合は給与について別に定めることができることを規定しており、具体的にはC I R及びA L Tが該当します。第33条では、会計年度任用職員も分限処分により休職することも考えられることから、その期間中は給与が支給されないことを規定しています。最後に第34条に規則への委任規定を設けました。以上で説明を終わります。

○委員長（松元 深君）

ただいま執行部の説明が終わりました。ただいま会計年度任用職員制度の概要が配られましたが、これについて説明を求めたいと思います。

○総務部参事兼総務課長（本村成明君）

2ページの3、本市の会計年度任用職員制度についてというところに主な変更点をお示ししておりますので、そこを説明させていただきます。2ページの3、本市の会計年度任用職員制度についてをご覧ください。まず、一番申し上げたいのは、特に賃金の額についてですけれども、基本的に現行制度を維持した上で、法改正の趣旨に基づき、さらに勤務条件の拡充を行っているということをお認めいただきたいと思います。主な変更点の1番目です。給料、報酬は常勤職員の給料表を適用します。会計年度任用職員制度を設けるからといって、新たに給料表を別途作るのではなく、先ほど説明で申し上げましたけれども、私どもが行1表と呼んでおります給料表を使いますよということ。括弧書きの中には、今それぞれ貰っていらっしゃる賃金額がございます。名称は変わりますが、その額については皆さん現給を保障しますということです。現給保障で格付けを致します。さらに職員と同じ給料表を使うことによりまして、人事院勧告により給料表等が改正された場合には、遡及して全ての方の給料等にも反映しますということです。支給予定としております。それから一番大きな点ですけれども、期末手当を支給するというところでございます。支給率については期末手当の常勤職員と同じ率を用います。それからもう一つの柱は、これまで一部の人に限られていました通勤手当、これを括弧書きの中の常勤職員の自動車その他の交通の用具に準じて支給します。これまでは10km以上の一部の方でしたけれども、2km以上ということになり、支給対象者ははるかに拡大を致します。それから四つ目になります。再度の任用時、新たな職に再度任用をすることもできます。本市はそれを適用いたしますけれども、その際には経験年数を報酬等に上乘せして格付けを致します。この制度が適用できるのは上限2回までとしております。それから、技能労務職、企業職、これは技能労務職でありましたら学校主事の方とか、企業職は上下水道の臨時職員の方とか、そういう方々になりますが、支出科目が賃金から給料へ変わる方もあります。おおむね賃金から報酬へ変わります。今回の自治法の施行規則の改正で、賃金という項目はなくなる予定になっております。それから定年制を廃止いたします。これまでは60歳定年ということ掲げておりましたけれども、上位法の改正によりまして定年制を廃止いたします。それから次の項目ですが、パートタイム会計年度任用職員につきましては、兼業も可能であります。職務専念義務や信用失墜行為に支障のない範囲であれば、届出をしていただいて制限はしないということになります。それから休暇等が拡充されます。国の非常勤職員に準じて特別休暇等が拡充され、さらに要件に該当すれば育児休業も取得することができます。主な変更点は以上でございます。

○委員長（松元 深君）

できましたら、議案と一緒に配布していただくと有り難かったです。質疑はありませんか。

○委員（山田龍治君）

この概要が令和元年8月28日と日付が書いてありますので、この日付があるのであれば、委員会審査前にあらかじめ委員の方々に配付すると、重要点や主な変更点といったものを見ることができ、この差がはっきり分かるので、ぜひ前もって出していただければと思います。それでは質問に入ります。フルタイムの会計年度任用職員とパートタイムの会年度任用職員の数、それぞれ教えていただければと思います。

○総務課主幹（石神幸裕君）

平成31年4月1日現在の臨時職員が695名おりますけれども、そのまま推移するのであれば、パートタイムが688名、フルタイムが7名でございます。ただ、臨時職員は日々、増減がございますので、一応、4月1日現在で推定した数になります。

○委員（阿多己清君）

今、688人と7人ということであるんですが、対象となる職員というのは非正規職員全員ということで理解していいですか。あと、非常勤職員の部分はまた別の条例がありますので、それでカバーする。あと残りの一般に言う臨時職員が全て対象になるということでもいいのでしょうか。

○総務課主幹（石神幸裕君）

今回の地公法の改正によりまして、この会計年度任用職員以外は、いわゆる臨時非常勤はいなくなるということになりますので、ここの適用職員のみになります。

○委員（阿多己清君）

現在、一般に言う嘱託職員それから日額臨時職員、こういう事務補佐員的な方々だろうと思うんですけども、この他にパートタイマー、時給で働いておられる方も現状もいるということでもいいですか。

○総務課主幹（石神幸裕君）

現状、時間給の臨時職員も存在しております。

○委員（阿多己清君）

給料表なんですけれども、第3条で規定されておりますが、給料表の別表を準用するよと。行政職1表の1級、2級を適用するということなんですけど、それぞれ688人、現在、日額で対応されていらっしゃる事務補佐員も、この格付にはめていくということで理解していいですか。

○総務課主幹（石神幸裕君）

この行1表の月額を基に、日額、時間給を算出しまして、その額を支給することとなります。給料表に月額がございますので、それから日額と時間給を算出しまして額を出すこととなります。

○委員（阿多己清君）

確認ですが、この格付は1級の2号給とかになるんでしょうけれども、現在、日額の人も給料月額を日額に当てはめて、その号給を当てると。現在、日額で勤務されていらっしゃる方は、日額を計算した上で、この月額にある号給をはめるということなんですけど。

○総務課主幹（石神幸裕君）

現在の制度が月額でありまして、それに対して日額もございます。時間給もそれぞれ設定してありますので、その月額に対して新たに行1表の直近の所に当てはめまして、その額から日額を計算する形になります。第18条で月額、日額、時間額を支給することとしており、その算出方法は規則で定める予定でございます。

○副委員長（宮内 博君）

先ほどの答弁で、フルタイムの会計年度任用職員は7人であると。ほかの688人については、その適用外だということでもありますけれども、実際、月額で今働いていらっしゃる方が全体で何人いらっしゃるのか。そして、その方たちの勤務の状況というのはフルタイムなのか、あるいはフルタイムではないのか、その辺をお示してください。

○総務課主幹（石神幸裕君）

平成31年4月1日現在で、パートタイムの月額者329名、日額が234名、時間給で125名、計が688名になります。あと、フルタイムの人数につきましては、月額が7名、日額と時間給はゼロでございます。計の695名になります。

○副委員長（宮内 博君）

ということは、月額給料で支払いをなさっている方たちについてもフルタイムではないと。職員の勤務時間と同じような形で勤務をしているのは7人だと。こういう理解でよろしいですか。

○総務部参事兼総務課長（本村成明君）

フルタイム、パートタイムという概念は、この新法で出てくる考え方でございますけれども、今働いていらっしゃる月額の方につきましても、この新法におけるフルタイム、パートタイムの区分に照らし合わせますと、常勤の職員よりも勤務期間が短い方々であるということになります。年間トータルで致しますと、常勤の職員よりも勤務日数等も短いので、こういう方々についてはパートタイムの適用になるというふうに区分をしているところであります。

○副委員長（宮内 博君）

今回、区分してそういう仕分けをしたと思いますけれども、例えば、保育士とか幼稚園教諭であるとか、そういう方たちは、実際に月額賃金で働いている方が26人、時間給で働いている方が8人と報告がありますが、この26人というのは、保育の現場、幼稚園の現場では、ほかの保育士さん等よりも勤務時間が短いという形で従事しているということになるんですか。

○総務部参事兼総務課長（本村成明君）

先ほども申し上げましたけれども、年間のトータルで言いますと、常勤の職員、常勤の保育士、幼稚園教諭よりも勤務時間が短いので、今度の新法の考え方は、フルタイムとパートタイムの区分については、1時間でも短ければ全てパートタイムに区分するんですよということを国が示しておりますので、それに基づいているということでもあります。

○副委員長（宮内 博君）

確かにパートタイムとフルタイムの区分というのは、時間的な部分での違いというのを示しているわけです。実際、フルタイムの方たちの勤務時間は7時間45分ということになっているんです。それよりも時間が短い形で働いている方は、全てパートタイムという形にしているんですけど、その方たちが、例えばフルタイムで働くということになった場合、加算的な給付がなされるということになっていますか。

○総務部参事兼総務課長（本村成明君）

「なった場合」と言いますと、御本人が希望されているというようなことでしょうか。私どもと致しましては、その職の年間を通じた業務の量で今の勤務時間を決めておりますので、今の区分で言いますと、パートタイムに部類する方々がフルタイムになるということは想定しているところで

○副委員長（宮内 博君）

これまでも保育士さんたちの身分保障ということについては、過去において、かなり議論してきた経過があるんですけど、ほとんどの方が保育士の資格を持っていらっしゃるが、非正規で働かざるを得ないと。正規職員の中には組み込まれていないという問題があったわけですね。それで、今回、そういう方たち、いわゆる担ってこられた方たちが、正規職員として入ることができるというような形での処遇がなされるような制度改正になっているのかという点についてはどうなんですか。

○総務部参事兼総務課長（本村成明君）

保育士のそういう人員不足も含めまして、これまで委員の皆様も御承知のとおり、私どもとしましては、できる限りの努力をしてきたつもりであります。担任業務手当等の手当を新設するなど、どうしても隣の始良市との比較をされますので、賃金の額についても随時見直しをしてきながら、精一杯の努力をしてきているところであります。ただいまの御質問でございますけれども、今回の法改正による、正規雇用への道というものは特に設けられておりません。現段階で答弁できるところで申し上げますと、今年度から社会人枠の採用試験も設けておりますので、そのような中で申込みを頂いて、ほかの職員と一緒に公平な試験を受けていただいて入るという道は今後考えられるかもしれません。今回の法改正による正規雇用への道というのはなかなか難しいところでございます。

○副委員長（宮内 博君）

正規雇用は今おっしゃったように、ちゃんと試験を受けて、その上で決定するというところでしょ

うけれど、少なくともフルタイムの職員として配置をされるのかということについてはどうなんですか。先ほどの報告では7人ということでありました。

○総務部参事兼総務課長（本村成明君）

先ほども申しあげましたけれども、現段階でそれぞれの職場における業務の量等を勘案して、勤務時間の常勤職員に比べて短いという事実を、これまで運用してきておりますので、そこについては何ら変わることはないということで移行する予定であります。7人の中には保育士は入っていません。

○副委員長（宮内 博君）

10月から保育料の無償化も始まるというようなことで、新しい取組が求められる現場にもなってくるわけけれども、26人が実際には月額労働条件の中で働いているという状況にある中で、その方たちの身分が保障されないということになるということは、どうなのかなというふうに思うんです。会計年度任用職員制度の改正に当たって、付帯決議があり、その付帯決議の中には、公務の運営は任期の定めのない常勤職員を中心とするということが原則というふうに当然うたわれているわけです。非正規の人が担ってきた職が常勤職員と同様の職の場合には、常勤職員にしていくということが求められていると思うんですけれども、特にそういった形で小さな子供たちを育てる上で、大変大事な役割を果たしているような現場で働いている方たちの保障をどうするのか。あるいは全体の月額賃金で働いている方たちは336人ということでありまして、その方たちのほとんどが今回、フルタイムの会計年度職員にも任用されないということになってしまうんですけれども、先ほどの制度概要のところの部分で、ほとんどがパートタイム勤務ということになるというようなことでありますが、制度の改善がなされている事実はありますけれども、身分をいかに保障していくのかということとも合わせて、同時に常勤職員の皆さん方が担っている職場で欠かせない存在になっている方たちに、例えば地方公務員法等で明確に規定されている守秘義務でありますとか、その辺の規定はどういうふうになっていくんだらうかと。先ほど説明の中で、その辺のところがありませんでしたので、その辺も含めて少し説明をお願いします。

○総務課主幹（石神幸裕君）

今回の会計年度任用職員は一般職に属します。現在も地方公務員法第22条を適用して、臨時的任用として適用しておりますので、信用失墜行為、守秘義務、職務専念義務は発生しております。今度の制度が開始されることによって、そこが変わることは基本的にはございません。なお、その信用失墜行為等の禁止については、常勤職員と同じような適用を受けるものでございます。

○総務部参事兼総務課長（本村成明君）

保育士についてのお尋ねでございますが、まず、本市の現在の保育現場といいますか、その辺につきましても、一方では委員の皆様も御承知のとおり、民営化等も導入しながら、正規の保育士といいますが、保育士の働く職場というのは年々、ポストといいますか、その辺が少なくなっているという状況もございます。それから現在は特別臨時職員でございますけれども、責任の度合い等につきましても、やはり正規の保育士がその園を統括する立場でいて、非正規であっても担業務を担ったりはしておりますが、あくまでも正規職員のほうが責任の度合いは重いということで、現在も職の配置等については配慮をしているところでございます。それから先ほどございました身分保障の件でございますが、この会計年度任用職員制度は1年の任期ではございますけれども、例えば保育の現場というのは民営化にならない限り、その職はあり続けますので、その職がある限り、同一の者を再び任用することもできるということで、本市においては、人事評価による能力実証を経て、回数も制限しないということで現在考えておりますので、一定の身分保障というのは、私どもはできているというふうに考えているところです。

○委員（阿多己清君）

インターネットで資料を見ました。会計年度任用職員を新たに規定して、その採用方法と任用制度を明確化するというところでありますが、毎年度、毎年度、引き続きずっと雇用していくという位

置付けは変わらないと。そうした場合に、2年間は昇給と言いましょか、そういうことをするよということによろしいですか。

○総務課主幹（石神幸裕君）

会計年度任用職員の採用につきましては、新たな職の設置や再度の任用を行う職員がいない場合は、原則、公募の上、面接等の客観的な能力実証の方法による選考におきまして採用を行います。なお、客観的な能力実証を行い、再度の任用する場合は、現行どおり公募を行わず、再度の任用を行っております。これは、臨時、非常勤の安定を図る上で、以前から本市が実施していたものでございます。いわゆる昇給なんですけれども、会計年度任用職員は会計年度で終わる職でございますので、いわゆる無期限の職員と違いまして、1年度、1年度でその職が終わってまいります。ですので、それを1年経過したから昇給という言い方ではなくて、新たにまた格付けをし直すということになります。その際に上限2回、会計年度任用職員として勤務された実績を経験年数として加味して、2年目に格付けをすることになります。なお、その2回の根拠につきましては、国の非常勤職員が再度の任用を上限2回としております。2回が済みますと、新たに募集を行うという制度を取り入れておりますけれども、本市におきましては、能力評価が良ければ、引き続き再度の任用を続けるということでしたので、上限2回を格付けに上乘せするというふうにしております。

○委員（久保史睦君）

頂いた資料の概要の3ページのまん中の任用という部分の再度の任用という部分で、新たな職に改めて任用されたものとなるという位置付けでいきますよと。4ページには再任用した場合は上限2回加算して格付けされますと書いてあります。これが、条例の中でももう少し明確化されるのかという部分を考えると、ちょっと今の答弁では「ん」と思うところもあるんですけど。当然、今回拡充するという観点から考えれば、守秘義務のことなど、いろいろと書いてありますけれども、責任が伴ってくると思うんです。キャリア、経験を考慮するとなれば、果たして、この1年間という短期間の中で、その人の能力を本当に発揮させていけるような、採用する体制づくりができるのかと。今までのキャリアを考えれば、最低でももう少しするような方向で、最初から考えていたほうがいいのではないかなというのは、すごく感じる場所なんですけれども。そこら辺、今の説明がちょっと理解できなかったもので、もう少し詳しく説明していただけますか。

○総務課主幹（石神幸裕君）

その格付けにおきましては、第4条、第5条、第6条に規定してございます。その中で第4条は給料1表を使いますよと。第5条は、その級は1級、2級ですよと。第6条のほうに号級は規則で定めるというふうにしておりますけれども、最初の1年目の格付けにつきましては、それぞれの職で学歴等を考慮して、格付けを行いますので、例えば保育士であれば、1の7というふうに、それぞれの職を考慮した初任給のベースがございます。それに加えて、本市でその職に任命されればその1年分が加味されていくということになります。

○委員（久保史睦君）

私の伝え方が悪かったのか、よく分からないのですけれど。今のその考え方を聴くと、ほとんどの職員がそのままになる可能性というのが高いのではないんですか。継続して2年目をやっていくという流れになるという考え方のほうが強いような前提で取り組んでいくということですか。

○総務部参事兼総務課長（本村成明君）

前提といいますが、先ほどから申し上げておりますように、例えばAさんという方が担っている業務がございまして。その業務が来年度も必要かどうかということ、私どもは総務課と企画政策課で毎年、事務量ヒアリングの実施しておりますけれども、それぞれの課における臨時の職員の必要性について、まず検討いたします。それが、第一の関門になるということでございます。それから久保委員がおっしゃいました、一年間でその人の能力が本当に実証できるのかということでございますけれども、先ほどちょっと人事評価というふうに申し上げましたけれども、正確には現在やっておりますのは臨時職員の勤務実績の評価に関する実施要領というものを定めまして、例えば5点、

着眼点を設け、節度、使命感、接遇、仕事の把握、協調性、こういうものを評価して、その臨時職員の勤務態度を所属長が総合的に評価をしておりますので、その1年間で十分に能力の実証ができて、その人が必要とされる職に付けるかどうかという判断はできるものと考えているところです。

○委員（久保史睦君）

制度自体を否定するとか、そういうことではないんですけど、上限を2回加算して再任用で格付けされるとなれば、例えば新たに再任用された方たちからの格付けという部分に関して、不平不満が出る部分は差が出てくると思うんです。そういうことは想定をされてらっしゃるんですか。

○総務部参事兼総務課長（本村成明君）

その差というのは、例えば格付けは4号俸上位への格付けを考えているんですが、この能力実証の結果によって、その4が3になったり、2になったりする人が出てくるのではないかというお尋ねですか。基本的には、この上がり方というのは、全て同一で考えていますので、この評価の結果に多少差があったからといって、そこに差を設けるといことは考えておりませんので、上がるほうにも差が生じるということは、ないといふふうに考えています。

○委員（阿多己清君）

先ほど昇給をと申し上げましたけれども、1年目はそれ相当の格付けをされて、まんべんなく勤務していただいて、さらに2年目に更新をするということになれば、その評価を、ここでいえば4号給ですかね、4号給上げた格付けを1回だけはしますよと。そこを確認させていただきませんか。

○総務部参事兼総務課長（本村成明君）

今、1の1が出ましたので、その号俸で申しますと、仮にAさんが1年目、1の1でスタートしますと。その職は来年も必要です。能力実証もできましたとなりますと、2年目の格付けは4号俸上位の1の5になります。さらに2年目の勤務態度も良くて、職もあって能力実証もされますと。3年目は1の9の格付けになるという意味で、上限2回、経験年数による考慮をしますよということです。ただし、4年目以降はもう変わらないということで考えているところです。

○委員（久保史睦君）

やはり、最初から声が出ていると思うんですけど、こういう書類と給与の号数の体制というのは、私はよく分からないんです。それを基に今日これだけ渡されたら、パッと見てそう感じるところがあるんです。今後、こういう書類というのは、出た時点で早めに出していただくように要望しておきたいと思います。

○委員（山田龍治君）

口述書の2ページ、第1条の定数外とするが、緊急のときは定数条例の対象となるためという、この緊急のときというのは、どういったものなんでしょうか。

○総務課主幹（石神幸裕君）

新しい地方公務員法の第22条の第3項におきまして、常時勤務を要する職に欠員を生じた場合において、緊急のとき又は臨時の職に関するときとございます。この場合の臨時の職と申しますのは、常時勤務する者が病休になるなどといった場合に充てることも想定されるんですけども、緊急の場合には、例えば災害が起きて、どうしても職員が必要であるときとか、候補者名簿が現在ない場合、採用する場がない場合に、緊急のときに採用する場合ということが挙げられているようです。

○委員（新橋 実君）

先ほど、保育士のことを言われたわけですけども、保育園も国分・隼人地区はほとんど民営化されているわけです。その中で牧園・横川地区だけが、一部、民営化されないような状況の話があったわけです。いろいろ見てみますと、先ほど、正職員の保育士の方が責任が一番あるようなことを言われていましたけれども、この民営化された保育園と、現在ある保育園とを比較して、民営化されていない市の保育園が実際どれだけの実績があるのかですね。日々進化している気がしないわけです。これは、ここで言ってもどうかと思うんですが、職員としても、それなりに民営化された保育園、幼稚園をしっかりと勉強していただいて、それなりにいい保育園にしてもらわないと、大分差

が出ているような感じがするわけです。そのための保育士ではないかと私は思うんですが。その辺については、どう考えていらっしゃいますか。

○総務部参事兼総務課長（本村成明君）

官と民の比較ということで、たいへん難しい問題ではあるかと思いますが。やはり、そういう声が現場にも届いていることも考えられますので、しっかりと自覚して、職員として頑張っていかなければいけないということは感じます。私ども総務課としてできることと言いますと、職員の研修を充実していくこととか、そういう保育の専門的なことの研修は、それぞれの現場で行われると思いますので、やはり、その辺をこれまで同様に確実に実施していくということしか申し上げられないところであります。

○委員（新橋 実君）

やはり民営化がどんどん進んでいくと、職員の意識も大分下がっていくと思うんです。残っている所もあるわけですから、職員もそういう意識を持っていただいて、そういう所には正職員も残るわけですので、そこらは総務課のほうで力を入れていただいて、意識改革をしていただくように、部長、どうですか。

○総務部長（新町 貴君）

今、課長のほうからもありましたように、民に学ぶべきところは学んで、職員のそれぞれの意識もです。保育園に限らず、私たちのほうも、そういうことがありますので、研修や内部で上司からの指導ができるようにしていきたいと思えます。

○副委員長（宮内 博君）

先ほどの議論に戻りますけれど、フルタイムが7人、パートタイムで329人ということでした。実際に、これまでフルタイムで働いていた職員、その方たちを財政的な理由を考慮してパートタイムに変更するというような形で、今回、進められようとしていると懸念があるんですけれども、一つは勤務時間。先ほど課長のほうから7時間45分の勤務時間で、それより少しでも短い人は、パートタイムということでの位置付けということがありましたので、そのところ再度、確認させてもらっていいですか。

○総務部参事兼総務課長（本村成明君）

これまでフルタイムで働いてきた方を、そういう勤務時間を短くすることでパートタイムにするとか、そういったことは一切ございません。ただ、フルタイムで働いてこられた7人の方に、例えば定年を迎える方がおられた場合には、その段階で今度はパートタイムの会計年度任用職員ということになることはあります。

○副委員長（宮内 博君）

ということは、いわゆる月額で働いていらっしゃる方336人については、これまで全てフルタイム働いてこなかったと。そういうことで総務部のほうでは把握しているということになるんですか。今の課長の答弁では、その方たちはフルタイムで働いていらっしゃった方には含まれていないとおっしゃっているので、そこを確認させてください。

○総務部参事兼総務課長（本村成明君）

整理したいと思いますけれども、最初に答弁しましたように、現在の勤務時間でまいりますと、フルタイムが7人、月額のパートタイムが329人ということでございます。したがって、1問目で御質問がございました7人のフルタイムの方の勤務時間を短くすることで、パートタイムへ移行させることはございませんということでもあります。ただし、この7人の中で、例えば、たまたま今度の年度末で定年を迎える方がおられましたら、その方は329人のほうの分類のパートタイムに移行しますということでもあります。

○副委員長（宮内 博君）

住民サービスをいかに継続して担保していくのかという点で考えたときに、どうなのかということがあるだろうと思うんです。正規職員で担うことが過重なために、臨時職員、非正規職員でその

職を担ってきたという現実があると思うんです。それで、この業務は経験を必要とするものであるなど、住民サービスを担う上で大変大事な部分があると思うんですけれども。その方たちの雇用がいかに継続的にできるのかということも、非常に問われるということになっていくのではないかと思います。先ほど強調された再任用の上限2回ということは、法律でそうなっているからということでもありますけれども、それが市独自で、例えば保育士等の雇用の継続については十分配慮していくとおっしゃっていますけれども。そういう形で継続できるのか、その辺はどうなんですか。

○総務課主幹（石神幸裕君）

このフルタイムの7名につきまして補足説明いたします。この7名につきましては、合併したときに共済臨職ということで共済加入の臨時職員でございます。ですので、月額329名と7名は身分が少し違う7名でございます。この7名につきましてはフルタイムで、社会保険は共済組合に加入しておりまして、退職手当の支給要件になっておりまして退職手当が出る職員でございます。この方々は旧隼人町と旧牧園町に関平鉱泉所と隼人の給食センターにありましたので、合併直後に経過措置で現給保障をしているものでございます。ですので、この方々が60歳で退職を迎えますけれども、退職後は新たな共済臨職は採用せず、臨時職員で対応しているところでございます。

○委員（下深迫孝二君）

その7名の方が定年退職をされたときには移行をするよということなんだけれど、それは本人の定年後も働きたいと言ったとき、ということで理解していいんでしょうか。

○総務部参事兼総務課長（本村成明君）

委員のおっしゃるとおりでございます。

○副委員長（宮内 博君）

私が言っているのは、正規職員の職を同じように担ってきた方たちの身分が、どういうふうに保障されていくのかということで問うているわけです。実際に雇用の継続というのが、この会計年度任用職員制度ができたことによって、できないということになってくると、これまで積み重ねてきた様々な経験であるとか、ノウハウであるとか、そういうものが継続されないということになってくるわけです。それで説明の中で、上限2回ということが強調されて、そのことが強調されることによって、そういった心配も出てくる可能性があるということで申し上げているわけで、そのところをもう少し答弁してもらえませんか。

○総務部参事兼総務課長（本村成明君）

上限2回といいますのは、あくまでも経験年数に基づく、先ほど1の1、1の5、1の9というものを例示しましたがけれども、その経験年数に基づく格付けが上限2回までというふうに私どもは考えているところであります。これまで当然、行政のそれぞれの立場でいろいろ支えてきてくださった臨時職員の方々につきましては、例えば全国的にはその職が仮に必要であっても、今度はゼロベースで新たに公募しますよとか、あるいは、その職の必要性について大幅に削減の方向で見直しをしていきますよという自治体もあるやに聴いております。その中で、私ども霧島市としましては、その職の必要性を吟味した上で、必要であるならば能力実証をして、その人を継続をしていきます。しかも、回数に制限は設けませんということを現段階では決めているところでありますので、今まで難儀をしてきてくださった方々の身分保障という点では、先ほど申し上げましたように十分な配慮をさせてもらっているというふうに考えています。

○副委員長（宮内 博君）

ということは、今、課長がおっしゃったように当然、雇用の継続はする。回数の制限は行わないという形で進めたいということで確認でしていいですね。それで、財政的な関係で総務部長にお聴きしておきたいと思えますけれども、今後、どういうふうになっていくのかということですので、人件費について一定の試算が示されてきた経過があります。2020年から制度が発足するということになるんですけれども、人件費の関係で2019年と2020年との比較で見ますと、11億6,000万円の増が見込まれているということが示されてきた経過があります。これは、今回の制度改正による増

ということで認識してよろしいですか。

○総務部長（新町 貴君）

霧島市経営健全化計画を策定するに当たりまして、会計年度任用職員のことも見えておりましたので、そういうことも含めて、人件費の想定はしておりました。

○副委員長（宮内 博君）

これまでは非正規職員で働いていらっしゃる方たちの賃金が物件費という形で計上されてきたんだけど、先ほどの課長の答弁では、賃金という項目は、これからなくなるという説明を受けたところですよ。それがこういう形でも反映されているという理解でよろしいですか。

○総務部長（新町 貴君）

今、おっしゃったように、今度から物件費の賃金というものがなくなりますので、給料若しくは報酬に切り替わっていきます。そういうことも大体見えており、変わるという情報は得ておりましたので、そういうことでしていただくところです。

○副委員長（宮内 博君）

このことに関わって制度ができたんだけど、それを担保する財政的な措置、裏付けについて、どのような方向性が国から示されているんですか。

○総務部長（新町 貴君）

一般質問やこれまでの議会の中での質疑答弁等もあったかと思いますが、国の財源措置につきましては、普通交付税の基準財政需要額に算入されるというような情報が、県の担当者を通じて入っているところです。なお、現在は普通交付税の基準財政需要額の給与費には、今で言う賃金等の部分というのは算入されていないところでなんですけれども、今後、会計年度任用職員についても、そちらの給与費に算入していくというようなことで情報は入ってはきているところです。

○委員（阿多己清君）

第25条の関係で教えてください。今日頂いた資料の5ページでは、期末の部分の説明があります。フルタイムについては、6月、12月ともに1.3月ということであるんですが、このパートタイムの方々の期末手当、第25条関係、これについては、先ほど規則で詳細を定めるということと言われたような気がするんですが、規則が固まっているんですか。支給率等が分かれば教えてください。

○総務課主幹（石神幸裕君）

5ページ中の支給額の期別支給割合、支給率のところですけども、これが1.3、1.3で2.6というところなんですけど、これにつきましては第25条のところ、給与条例の第17条の3までの規定を準用することになっております。この中で、その2.6月という部分が条例で既に出てきているところですので、常勤と同じ2.6を支給するというふうになっております。

○委員（阿多己清君）

会計年度職員ですので、単年度、単年度でやっていかれると思うんですが、12月支給は問題ないと思うんですけども、6月は期間率があると思います。それで、毎年度、こういう現時点の支給となるのかどうか、そこ辺りを教えてください。6月支給は4月からスタートでしょうから、期間率があるのかと。減じた期間率。それで単年度、単年度で雇用をしていくような状況になりますので、ここの割合はどうなっていくのか。2年目以降も同じなのか、教えてください。

○総務課主幹（石神幸裕君）

今、阿多委員がおっしゃったところは5ページでいきますと、先ほどの支給額の最後の、在職期間別割合、いわゆる期間率になります。6月1日基準日でいきますと、その前6か月をみるところになりますけれども、おっしゃるとおり、会計年度ですので、6月1日ですと6か月前は12月2日からになります。それにつきましては、条例第25条の第3項におきまして、引き続く前会計の任期と合算するという規定がございますので、十分の十になるということです。

○委員（阿多己清君）

今回、新規条例になるわけなんですけど、ここ辺りを設ける際に何かモデルになって定められて

いるのか。また、先ほど説明がありました、主な変更点の中で期末手当を支給するとか、今回の新規条例の中に盛り込まれている内容が列記されておりますけれども、これは19市がほぼいっしょということで理解してよろしいでしょうか。

○総務部参事兼総務課長（本村成明君）

モデルにつきましては、当然、総務省からいろいろとマニュアルを含め送ってきておりましたので、それらを参考にしたところでもあります。また併せまして、鹿児島県のほうが先んじて条例を制定しておりますので、そちらも参考に致しました。19市全体の状況につきましては、当然、国の制度に乗るわけですので、準じているところではあります。例えば期末手当の基本的な支給率につきましては、やはりそれぞれ差があるところもございます。

○委員（阿多己清君）

それぞれ期末手当の部分に差があるということなのですが、本市は他市に比べてどういう状況になるんですか。

○総務部参事兼総務課長（本村成明君）

本市は国が示しております標準的な、これが上限なんですけど2.6月を適用しているところです。

○委員（下深迫孝二君）

本市は上限を設定するというので今お聴きしたわけですけども、今までと違って、今度、市の持ち出しはどのくらい多くなるのかという点については、試算をされていますか。

○総務課主幹（石神幸裕君）

今回の制度導入で、現在の平成31年度予算と比較しまして、いわゆる賃金ですが、毎月の分につきましては約3,200万円の増、期末手当支給に伴う増を約1億8,000万円、通勤手当支給に伴う増を約1,800万円、合計約2億3,000万円の増を見込んでおります。

○委員外議員（植山利博君）

先ほどから臨時職の身分保障、継続的雇用というような視点で議論がなされておりますけれども、本来、法の主旨からいけば、臨時職員というこれまでの位置付け、今後の新しい会計年度任用職という位置付けも、単年度の若しくはこれまで6か月の雇用ということの規定していたわけで、継続雇用、身分保障という観点は、法の理念からはちょっと違うのではないかという意識を持っているんですけど、その辺はどうなんですか。

○総務部参事兼総務課長（本村成明君）

私も先ほど身分保障という言葉を使いましたけれども、やはり法の趣旨からすると、その言葉は不適切なのかもしれないと改めて今思ったところがございます。ただ、答弁の中で繰り返してまいりましたように、臨時の職の必要性についてはきちんと確認します、ということをお願いしておりますので、それも、会計年度という言葉を使ったこの制度の趣旨であるというふうに理解しているところでもあります。その臨時の職が本当に必要かどうかということは、これまででも事務量ヒアリング等を通じて確認してきましたし、そのことは今度の法改正におきましても続けていくということと考えているところでもあります。また、先ほどは例で申し上げましたけれども、この職が必要となりますと、その職については公募が原則ですということを総務省は示しているところでもあります。ただし、地域の実情に応じて、そこについてはそれぞれの自治体の判断で、というようなことも書いてありますので、先ほどから申し上げておりますように、私どもと致しましては能力の実証を経て再度の任用はあり得るということを考えているところです。

○委員外議員（植山利博君）

今言われたように、再度の雇用はあり得ると。あくまでもそういうことだろうというふうに思います。ですから、原理原則から言えば公募して平等に人選すると。しかも、市民に広く開かれた雇用の機会が得られるということも更に重要なことだろうと思いますので、継続的な雇用という観点よりも、公募をし、平等に臨職を採用すると。そして雇用の場を広く設けるといふ法本来の趣旨は、ぜひしっかりと霧島市としても堅持していただきたいと求めておきたいと思っております。

○委員（山田龍治君）

今、植山委員のお話の中でありましたが、最長で何年ぐらい働いている方がいらっしゃるんですか。

○総務課長（本村成明君）

今、確定的な資料が手元がありませんけれども、30年近くになるような方も中にはおられるのではないかと考えています。

○委員（山田龍治君）

逆に最短ではどのくらいなのでしょう。

○総務部参事兼総務課長（本村成明君）

特に繁忙期に限っての採用等もありますので、短い方は1年にも満たない方もおられます。

○委員外議員（宮田竜二君）

今度の改定によって、霧島市の場合、給与面で3,200万円、期末手当が1億8,000万円、通勤手当が1,800万円、合計したところを単純に今の臨時職員695名で割ってみると30万円ぐらい1人当たりの年収がアップするようなイメージを持ってしまったんですが、そういう理解でよろしいでしょうか。

○総務課主幹（石神幸裕君）

標準的な事務補佐員の日額で、年収の導入後の額は約26万円の年収増になると見込んでおります。

○委員外議員（宮田竜二君）

臨時職員の方とかパートタイマーの方が26万円給与がアップするということはいいことだと思うんですけども、今の年収が130万円とか150万円とかありますよね。社会保障とか所得税、住民税の関係があるんですけども、それでいくと、26万円アップすることによって、社会保障とか国民年金に変わらないといけないとか、そういうところが出てくるパートタイマーの方もいらっしゃるのか教えてください。

○総務部参事兼総務課長（本村成明君）

いわゆる扶養の範囲ということでございますけれども、当然、この年収のアップによってそういう方々も考えられます。ですので、私どもとしましては、そこ辺りについても十分に、これは市長、副市長含めて、こういうケースもありますということで検討もしました。ただ、だからといって、例えばその方々の期末手当の支給について希望制にするとか、そういうことはできません。あと考えられることとしますと、今、主幹のほうから日額の例を申し上げましたが、職場の状況に応じますけれども、その方の勤務日自体を調整をさせていただいて、どうしても御本人の家庭の事情があればそれぞれに応じて職場の所属長と相談をしながら勤務調整をしていただくと。そういうことしか手立てがないという結論に落ち着いたところです。

○副委員長（宮内 博君）

今のことも関連してくることになるんですけど、働いても豊かになれないというワーキングプアという言葉が一時はやった時期もありました。同時に、公的機関の現場でそれが増えているという指摘も繰り返されてきたわけです。それで、今回の改定によって20数万円の引上げがあるということになるわけですけども、実際、今回の改定が新たなワーキングプアを生み出すようなそういうことにはならないのかということについては、作業をしていく中でどのような議論がなされたんでしょうか。

○総務部参事兼総務課長（本村成明君）

官製ワーキングプアとかそういう言葉は、私たちが目にした耳にしたりしているところではあります。ただ、今回、国が示しております給料又は報酬の水準を定める際の考え方でですけども、一つには、職務給の原則ということをお示しております。職務給の原則とは、職員の給与はその職務と責任に応ずるものでなければならぬと。またもう一つには、均衡の原則ということで、地方公務員の給与は生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事

情を考慮して定めなければならない。この二つの原則に基づいて、その地域の実情等十分留意して決めなさいということが示されておりましたので、それに基づいて決めたつもりでございます。

○委員長（松元 深君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで執行部に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩いたします。

「休 憩 午前10時31分」

「再 開 午前10時44分」

△ 議案第55号 霧島市営体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○委員長（松元 深君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第55号、霧島市営体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について審査を行います。執行部の説明を求めます。

○市民環境部長（橋口洋平君）

議案第55号、霧島市営体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。今回の議案は、国分体育館内に新たに冷暖房設備を設置することに伴い、その使用料を定めるため、本条例の一部を改正しようとするものです。詳細につきましては、スポーツ・文化振興課長が御説明申し上げますので、よろしく御審査いただきますようお願い申し上げます。

○スポーツ・文化振興課長（浮邊文弘君）

それでは、議案第55号、霧島市営体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について御説明いたします。令和元年度第3回霧島市議会定例会議案の9ページ及び新旧対照表の14ページをご覧ください。本議案は、国分体育館に冷暖房設備を設置することに伴い、その使用料を定めようとするものです。今回設置した冷暖房設備は、1階のアリーナ部分は、壁面に設置したパネルに冷水又は温水を循環させる輻射式冷暖房設備、2階の観客席部分は床置形のパッケージエアコンです。それぞれ2系統あり、全面使用及び半面使用ができます。使用料は1階の全面使用が1時間につき1,500円、半面使用が1時間につき750円、2階は全面使用が1時間につき900円、半面使用が450円としており、全面使用したときに掛かる電力料金を基に積算しております。以上で説明を終わります。よろしく御審査賜われますようお願い申し上げます。

○委員長（松元 深君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより執行部に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（下深迫孝二君）

9ページに使用料1時間1,500円ということになっていますけれど、これはコインを入れるようになっているのか、それとも目視で時間を管理されているのかお伺いします。

○スポーツ・文化振興課主幹（上小園拓也君）

使用につきましては、例えばバレーボールであれば2時間と、使用申請に基づきまして利用いたしますので、その際に冷房を使いますかという意味確認をしまして、2時間という設定をあらかじめ決めて、入れることになると思います。

○委員（下深迫孝二君）

例えば2時間を15分越えた場合は、2時間でされるということよろしいでしょうか。

○スポーツ・文化振興課主幹（上小園拓也君）

そこについて、まだ細かいところをルール付けができておりませんが、基本的には体育館の使用料と同じような考え方でいくというふうに考えております。

○委員（山田龍治君）

牧園アリーナについて、金額の根拠というのはどういったものなのでしょうか。

○スポーツ・文化振興課主幹（上小園拓也君）

牧園アリーナにつきましては、今回の条例改正には入っておりません。ただ、現在の条例を改正する際に条文を繰り下げるため、牧園アリーナの空調の条文の前に国分体育館の空調の条文を持ってくる関係で、牧園アリーナの使用料は表記されているところでございます。

○委員（山田龍治君）

よく地域の牧園アリーナの施設使用者から、クーラーを使うと相当な金額が掛かるということで、部屋の広さもありますけれど、国分の体育館の金額と比較するとあまりにも乖離しているということもあります。機械の内容で、電気料などの内容が違うものになるだろうというのは思うのですけれども。国分がこういう料金設定でするのであれば、牧園のほうも併せてもっと市民の皆さんが大きな大会も含めて利用しやすい環境づくりをするべきではないかと思えますけれど、その辺はどうお考えですか。

○スポーツ・文化振興課主幹（上小園拓也君）

今委員が御指摘のとおり、牧園アリーナにつきましては非常に料金が高いというふうに思われるわけですが、そもそも牧園アリーナの場合は冷風や温風を天井にあるという送風口から対流式で吹き出す旧式で、今までの他の体育館にもあるような方式でございまして、牧園アリーナの利用金額が特別高いというわけではなくて、同じような方式の施設につきましては大体の同じような料金になっております。しかしながら、今回の国分体育館の空調の関係で非常に国分体育館の方が利用しやすくなると。牧園アリーナの使用料につきましても、今後見直しを検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○委員（川窪幸治君）

確認させてください。1時間ということは、人数は関係なくということですか。武道館などは人数によって料金をはらうのですけれど、そうではなく1時間に何人入っても同じということではないのでしょうか。

○スポーツ・文化振興課主幹（上小園拓也君）

そのとおりでございます。

○委員（川窪幸治君）

そうなったときに、前面と半面というのは機械を半分ずつ動かすことになるのでしょうか。半分冷やせば全面冷えるような気がするのですけれど。

○スポーツ・文化振興課主幹（上小園拓也君）

お手元に国分体育館暖房設備使用料に関する資料をお配りしているかと思えます。まず今回の輻射式の基本的な概要ですが、今回の設備につきましては風が全く出ません。パネルの中に夏であれば冷たい水を循環させて、その水が熱い空気を吸い取る形になります。それで冷やしていくということで、通常の体育館にある対流式ですと、風が吹いてきますので、半分だけ冷やすということがなかなか実際できませんけれども、今回の場合は風がまったく吹かない関係で、パネル近くの室温が徐々に下がっていくというような形になりますので、全面あるいは半面という利用が可能ということになります。

○委員（川窪幸治君）

半面、全面の機械を使った場合の効果はどのようになりますか。

○スポーツ・文化振興課長（浮邊文弘君）

熊本県宇土市がこのシステムを導入しております。宇土市の体育館は、面積が1,680㎡、国分体育館が2,057㎡ですが、この宇土市の計測結果がございまして。これを見ますと、外気温度が35.1度の時に、室内が一番低い所で25.9度。中央辺りは27.1度ということで、8度ぐらい外の気温と違っているという結果が出ております。

○委員（下深迫孝二君）

体育館には何も仕切りがないわけですから、半分は半分で、そこしか冷えないということだが、仕切りが無ければ、暖かい空気は冷たいほう当然流れていくわけですから、片一方の人たちが冷房は要らないといっても恩恵を受けているわけです。半面というのはおかしい気はするが、完全に実証されているのですか。

○スポーツ・文化振興課主幹（上小園拓也君）

半分の所の境界にいらっしゃる方は微妙なところがあるかとは思いますが、半面の真ん中辺りにいきますと、冷暖房の効果を得られるというふうに思います。既に県内でも鹿児島市、指宿市、日置市で導入されておりまして、実証されているというふうに考えております。

○委員（下深迫孝二君）

理解できないのだけれど、暖かい空気は冷えたほうに流れ込んで行く。これは自然の摂理だと私は思います。もう少しわかりやすい決め方をされないと。半面750円、全面だと1,500円ということですが、半面だけ1組なら良いが、一方は冷暖房が要らない、半面だけ入れるとなると、当然払っているほうは不平不満が出るのではないかと思うが、この状況でいかれるということで理解していいですか。

○スポーツ・文化振興課主幹（上小園拓也君）

空調設備の関係につきましては、先進自治体での既に実施されておりまして、大きな苦情に至っていないということからしますと、先ほど申し上げましたとおり、半面と半面の境界の所は確かにそういう部分があるかもしれませんが、実際の運用に関しては十分冷えるということで、空調を入れていない所は、冷房効果を得られないというふうに聴いているところでございます。

○委員（新橋 実君）

確認ですが、体育館全体を使った場合は、2,400円ということで理解してよいですか。

○スポーツ・文化振興課主幹（上小園拓也君）

はい、そのとおりでございます。

○委員（新橋 実君）

様々な大会があるが、免除申請はここに書いていないが、どのような形で考えているのか。

○スポーツ・文化振興課主幹（上小園拓也君）

空調施設の軽減につきましては、市が主催若しくは共済する場合だけ減免適用でございまして、市が後援とかその他の場合は減免はないということでございます。これにつきましては、既に牧園アリーナで条例に基づき運用しておりますけれども、牧園アリーナも同じように主催、共催のみで、後援以下は、使用料を頂いているということでございます。

○委員（阿多己清君）

時間当たり1,500円ということで、他市に比べて安い状況なのですが、1,500円の根拠をお示しできれば教えてください。

○スポーツ・文化振興課長（浮邊文弘君）

昨年12月の予算委員会でも議員の皆様方からいろいろと意見を頂いております。こちらのほうでも想定した稼働日数、稼働時間等を基に時間当たりの基本料金を算出しております。従量料金については一定の価格を設定しておりまして、基本料金に従量料金を加えて算出しているところです。また、この金額設定につきましては、せっかく良い装置をつけるものですから、市民の方々に利用しやすい料金設定としているところです。

○委員（新橋 実君）

夏場の暑い時期はまだ冷房を使われる方もいると思います。冬場は特に卒業式とかいろんな形で使われることもあると思いますけれども、この体育館の年間利用頻度はどれぐらいを予想されているのか。

○スポーツ・文化振興課主幹（上小園拓也君）

国分体育館の空調の利用見込みについては、実際のところ分らない部分もあるのですが、実

際の国分体育館の利用状況につきましては、平成30年度実績で313日会館いたしまして、年間利用者が7万6,537人です。月平均6,300人ほどです。年間の利用団体の1,930組、月平均161組ということで、非常にたくさんの市民の皆様にご利用いただいておりますので、今回空調が入りますと比較的安い料金設定にしておりますので、せっかく整備された設備をたくさんの方々に使っていただけるものというふうに考えているところでございます。

○委員（新橋 実君）

それだけの方が使うとなれば、使用料も多くなると思いますが、使用料はどのぐらい入ると想定されていますか。

○スポーツ・文化振興課主幹（上小園拓也君）

体育館の収入につきましては、指定管理者のほうに入っていくこととなりますので、市の歳入に入っていないわけですけれども、空調の主な利用時期、一番多いのがやはり夏場の時期ということで、これから冬に向かって参りますので冬時期につきましては利用が余りないものというふうに考えられますけれども、来年度の予算編成に向けどのぐらいの利用が見込めるのか、今後検討していきたいというふうに考えております。

○委員（新橋 実君）

普通冷暖房については、コイン式が多いわけですが、照明についてもですが、やはりそのほうが確実であると思うのですけれども。職員の判断でやはり時間がずれると思うのです。やはりコイン式にしたほうがよいと思うのですが、そのようにしようと思わなかったのですか、それともできなかったのですか。

○スポーツ・文化振興課長（浮邊文弘君）

指定管理者が常駐しているということで、コイン式は考えておりませんでした。必ずそこに職員がいるということで、コイン式としておりません。

○委員（新橋 実君）

もちろんいらっしゃるわけですけれども、やはり10分、15分の時間のロスがあると思うのですよ。今後、指定管理者がしっかり対応できれば良いが、しっかり対応して行くのか。

○スポーツ・文化振興課長（浮邊文弘君）

そちらについては、今後、指定管理者に徹底するよう指導いたします。

○委員（下深迫孝二君）

平山地区のコミュニティ広場に30分単位のコイン式のライトが設置されているが、1時間10分の使用であれば、その分のコインを入れないといけない。そのように、幾らか早く終わったときには利益にもつながるわけです。指定管理者は、電気代のほうが多くなると他の分で払わないといけなくなる。指定管理者に任せておいて、指定管理者が赤字を出していくようなことでは、困るわけですが、再検討する考えはないですか。

○スポーツ・文化振興課主幹（上小園拓也君）

学校等の校庭にナイター設備がありますけれども、それはコイン式もありますけれども、今回の空調設備に関しましては、ボタンを一つ押すだけではなく、機械操作が必要かというふうに思いますので、それは指定管理者が確実に操作していただいて、使用時間をしっかりと運用していただくよう伝えていきたいと考えています。

○委員（阿多己清君）

申請による時間設定の中で、夜間照明施設もあり、冷暖房もあるわけですが、当然申請時間を超えたら割増しを取るということで理解してよろしいですね。

○スポーツ・文化振興課長（浮邊文弘君）

当然、時間延長ということで料金は取る方向で考えております。

○委員（阿多己清君）

申請時間を超えた場合は、しっかりと指定管理者のほうで超えた時間の料金をもらうということ

で理解してよろしいですね。

○スポーツ・文化振興課長（浮邊文弘君）

そのとおりでございます。

○委員（前島広紀君）

今時間のことがすごく問題になっていますが、これはつけ始めたらその効果が出るものなのか。効果が出るまでにどのぐらい時間が掛かるのか。

○スポーツ・文化振興課主幹（上小園拓也君）

先進自治体に確認しましたところ、大体15分程度で効果が出てくるといふふうに聴いています。

○委員（川窪幸治君）

稼動するまでに15分掛かる。8時から使いたいときには7時45分から入っているのか。それとも8時から15分間は効かないままで使用するのか。

○スポーツ・文化振興課主幹（上小園拓也君）

基本的には使用申請時間でいきますので、8時から使う場合には8時からスイッチを入れてスタートするということが基本だろうというふうに考えています。

○委員（川窪幸治君）

私たちも県の武道館を良く使いますが、エアコンが効かないということがよく言われます。その辺のところははっきり使用される方々にお伝えしてからでないと、そういう問題も起きてくるのではないかと思いますので、お願いしておきます。

○委員外議員（木野田誠君）

先ほどから時間の話が出ております。この使用料は1時間当たりということになっておりますけれども、延長の話もありました。例えば10分単位などの料金設定はされていないのか。

○スポーツ・文化振興課主幹（上小園拓也君）

体育館の使用料につきましては、すべて1時間単位にしておりますので、便宜上時間を合わせたほうがよいと思いますので、1時間単位で運用してまいりたいというふうに考えています。

○委員外議員（木野田誠君）

例えば20分なり30オーバーしたという場合も、1時間のプラス分として払うようなことになりませんか。

○スポーツ・文化振興課主幹（上小園拓也君）

条例に、延長1時間につき基本使用料に100分の20を乗じて得た額を加算するというふうになっておりますので、延長した場合にはその額を頂くことになります。

○委員外議員（木野田誠君）

例えば8時から始まる時に、7時45分にスイッチを入れるのかという議論がありましたけれど、まずこの表を見ますと国分体育館は使用料が1,500円とほかの所に比べて安いのですけれど。もしできるのであれば、競技が始まる15分前には、人がスイッチを入れるわけですから、1,500円から幾らかアップしてそういうサービスを設けるようなことはあってもよいのではないかなというふうに思います。それは意見として。これは税込みの使用料でしょうか。

○スポーツ・文化振興課主幹（上小園拓也君）

はい、そのとおりでございます。

○委員外議員（木野田誠君）

9月8日に牧園アリーナの話が出まして、牧園アリーナで霧島地区のバレーボール大会がありました。そこで毎年地区のバレーボール大会があるわけですが、これは体育部の事業ですから市の共催になると思いますが、そこで冷房設備を使つてのバレーボール大会というのは今年が初めてでした。今までは暑い中でやっていたのですが。その際、冷房代として、寄付をと頼まれましたが、丁寧にお断りしました。これは共催事業として冷房は減免になると思うのですが、それで間違いないですか。

○スポーツ・文化振興課主幹（上小園拓也君）

各地区のスポーツ祭という位置付けの中で、霧島地区でバレーボール大会が開催されたというふうに考えておりますけれども、各地区で行いますスポーツ祭につきましては、各地区で実行委員会を組織しておりまして、実行委員会主催で開催しているところでございます。これにつきまして、市が共催になっているかどうか即答できませんので、また後ほど回答させていただきたいと思っております。

○委員外議員（木野田誠君）

主催、共催を明確に示していく必要があると思っておりますので、後でいいですけれども、はっきりと示していただきたいと思います。

○委員（久保史睦君）

空調を設置して使用料を設定する際に、例えば福祉目的に使用するか、障害をお持ちの方が利用するときに、減免など何かしらの検討がされたか、されなかったか、どちらかだけ教えてください。

○スポーツ・文化振興課長（浮邊文弘君）

霧島市営体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則第8条の使用料の減免というところで、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に基づく1級から4級までの身体障害者手帳の交付を受けている者が、その身分を証する書面を提示して使用するとき及びその付添者1人が使用するとき、この別表に定める使用料の2分の1を減額するということとなっておりますが、これは、冷暖房施設の使用に係る部分を除くとなっておりますので、この件に関しては検討していないところでございます。

○委員（久保史睦君）

設置する段階で合理的配慮の部分から考えたのか、考えてなかったのかという部分だけ聴かせてください。

○スポーツ・文化振興課長（浮邊文弘君）

条例で定めてあることから、今委員の言われることに関しましては考えていなかったところでございます。

○委員外議員（木野田誠君）

体育協会に入っているスポーツ団体は、共催にならなるのか、ならないのか。後でいいので、答弁をお願いしたい。**[〇〇ページに答弁あり]**

○委員長（松元 深君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで執行部に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩いたします。

「休憩 午前11時15分」

「再開 午前11時20分」

△ 所管事務調査 新たな過疎対策法の制定に関する議会意見書の提出について

○委員長（松元 深君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、所管事務調査に関する執行部説明及び質疑に入ります。今回の所管事務調査は、本年6月27日付けで、鹿児島県過疎地域自立促進協議会から「新たな過疎対策法の制定に関する議会意見書の提出について」依頼があったことから、調査するものです。新たな過疎対策法の制定について、執行部の説明を求めます。

○企画部長（有馬博明君）

本市では、旧横川町、旧牧園町、旧福山町が過疎地域の指定を受け、霧島市過疎地域自立促進計画に基づく事業等を進めておりますが、現行の過疎地域自立促進特別措置法は時限立法のため、令和3年3月で失効することから、県内関係市町村で協議会をつくり、その延長等に向け取り組んで

いる、そのうちの 하나가今回の意見書です。詳細につきましては、地域政策課長が御説明いたしますので、よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○企画部参事兼地域政策課長（出口竜也君）

それでは、お手元の過疎法の資料をもとに、御説明いたします。我が国では、昭和30年代以降の高度経済成長に伴い、農山漁村地域から都市地域に向けて若者を中心として大きな人口変動が起こり、都市地域においては人口の集中による過密問題が発生する一方、農山村漁村地域では住民の減少により地域社会の基礎的生活条件の確保にも支障をきたすような、いわゆる過疎問題が発生しました。これに対処するため、昭和45年に議員立法により10年間の時限立法として過疎地域対策緊急措置法が制定され、その後も、過疎地域の振興のために四次にわたって議員立法として制定され、時代に対応した過疎対策が行われてきました。平成12年4月に制定された現行の過疎地域自立促進特別措置法が、当初の終期である平成21年度末を迎える際は、霧島市議会でも延長の意見書が議決され、6年間の法延長がなされました。さらに平成23年3月に発生した東日本大震災により、被災市町村において過疎対策事業の大幅な遅れが生じることが予想されたことから、5年間の法延長がなされ、令和2年度までとなりました。資料の中段には、県内市町村の過疎地域指定状況を掲載しております。過疎地域指定には、人口要件、主に人口減少率でございますが、財政力要件があり、35市町村が指定を受けています。また、本市と同じように旧市町村の一部が過疎地域に指定されている所が6市あります。これらにつきましては、市全体では過疎地域指定の要件を満たしていませんが、合併直前に過疎地域に指定されていた旧町村は過疎地域とみなす特例措置によるもので、本市では旧横川町、旧牧園町、旧福山町が指定されています。なお、本県の場合、2市以外は過疎市町村であることから、新たな過疎対策法の制定に向けて、県と関係市町村で組織する鹿児島県過疎地域自立促進協議会を通じて一体的な取組を進めようとしているところです。

○委員長（松元 深君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより執行部に対する質疑を行います。質疑はありますか。

○副委員長（宮内 博君）

今回は過疎法の継続を求める意見書を再提出してもらいたいという事案ですが、令和2年度末で期限が切れるというものです。これまで本市で一部過疎地域ということで指定されて取り組んできた事業で主にどういうものがあるのか。それらの事業費がどういう状況になってきたのか。それが廃止された場合どういう状況になるのかという点について、分析されている部分があれば御紹介いただきたい。

○企画部参事兼地域政策課長（出口竜也君）

先ほどの表にもありますとおり、合併後2回延長を経ております。平成12年度に制定され、平成22年度に延長、平成28年度に延長ということがありました。それぞれに応じまして、合併後平成17年度から3回にわたって霧島市過疎地域自立促進計画を連動して立てております。その中で、市としては3期目の計画を続けているところでございます。現在の第3期の霧島市過疎地域自立促進計画が平成28年度の延長の際に策定しておりますが、そのときに掲載した事業は160事業でありまして、横川地区が33件、牧園地区が37件、福山地区が35件その他全体にわたるものが55件ということで、策定当時の計画書に掲載している総事業費は、参考でございますが184億円余りの総体事業の計画でございました。個別の事業につきましては、現在160事業掲載しておりますので、ジャンルとしましては九つの分類をしております。一つ目が産業の振興。二つ目が交通通信体系の整備、情報化地域間交流など。三つ目が生活環境の整備。四つ目が高齢者等の保健福祉等。五つ目が医療の確保。六つ目が教育の振興。七つ目が地域文化の振興。八つ目が集落の整備。九つ目がその他ということで掲載し、順次致しているところでございますが、年度別の総体事業費については、集計を致しておりません。

○企画部長（有馬博明君）

という計画の基に、御質問は実績であろうかと思しますので、財政課長が御説明いたします。

○総務部参事兼財政課長（小倉正実君）

実績につきましては、今までの部分ではございますけれども、主に市道等の道路の改良、整備の関係。それから商工関係の施設整備費の関係。防災無線の関係等を主に行っているところでございます。様々な事業をしていることから、事業費についてはまとめていないところでございます。

○副委員長（宮内 博君）

ぜひ、どれくらいの事業効果があるのか。もしこれが廃止になった場合に本市として当然それに替わる措置をとっていかねばならないということになるわけですので、それがどういう結果を招くのか。その辺のことについては、ぜひ報告ができるようにしていただきたい。これは要請しておきたい。過疎法の適用を受けている横川、牧園、福山というに地域は人口流失が非常に大きいということで、過疎化に歯止めがかからないという状況が進んでいます。先ほど課長から報告があったのは、今後の事業計画にどういうものを持っていくのかということであったわけですが、その中で特徴的にどういった施策を重点的に取り組んでいくというようなことがあれば、部長に答弁をお願いしたい。

○企画部長（有馬博明君）

先ほど地域政策課長が現過疎計画に基づく様々な事業等申し上げましたが、この過疎計画の中では過疎対策の事業債、いわゆる起債を受け得られるというのが大きなメリットでございます。充当率は100%で、後年度の交付税措置が70%ということで、かなり有益な起債でございます。しかし今ちょうど合併特例債もあったり、同じような補助事業等もあったりします。その事業が当然過疎計画に挙がっているということが、まず過疎債を使える第一条件です。しかし実際に運用する時には他の有益な事業債も当然検討しながら、市の財政負担が一番少ない形をとるわけでありまして。宮内副委員長からの御質問がございましたけれども、合併当初、この三つの町の枠が5億円とか6億円とかあったわけなんですけど、現在は霧島市で2億円程度まで枠が減少してきております。これは市の取り組む事業が少ないというのではなくて、そもそも国から鹿児島県に来る過疎の枠そのものが減少しているというのも現実でございます。そういったところも含めて先ほど申ししたのは、鹿児島県の2市を除いたほかのところ、現在この過疎地域の協議会を作っております。これは全国の組織もございまして、全国の過疎協議会のほうから、今年6月に令和3年3月末で切れる過疎法の在り方についての要望を、すべての国会議員に提出させていただいております。その中でも特に霧島市にとって大きな課題は、今申し上げた三つの旧町が、新しい国調、それからそれにさかのぼる前回の国調を比較したときに、霧島市でもし計算された場合、当然霧島市としては過疎地域から外れるということになります。前回特別な計らいをしていただいたこの三つの町については、継続して今後とも過疎事業を受けられるようお願いするというのが、霧島市の最大の要望のポイントでございます。したがって、この意見書の依頼は、県内各議長様宛てに協議会のほうから出してありますけれども、前回、平成12年[発言の最後に訂正発言あり]のときに議決いただきました意見書の最後のほうに、霧島市のそういった特別事情を織り込んだ意見書を書いていただいておりますので、今回このような形で、意見書を御審議いただいて、あとは委員長なり議長のほうに御一任いただければ、事務局と細かい文言についての調整はしたいというふうに考えております。新たな過疎法においても、市町村の廃置分合等があった場合の特例を引き続きしてほしいと、このことが一番のポイントであるというふうに思っております。要望しております令和3年度からの新過疎法の中で、先ほど申しましたように特に市道でありますとか、そういう基盤整備も含めて、様々な有益な他の起債、補助事業も検討しながら、また過疎計画に基づきながら、適切な事業運営ができることを期待しているところでございます。先ほど前回の意見書を平成12年と申しましたが、正しくは、平成20年10月2日に議会で意見書を議決いただきまして、内閣総理大臣以下4名の関係大臣に出していただいております。

○委員外議員（木野田誠君）

今の部長の説明で令和3年度以降の部分について要望を出していくと。その要望の中には、現在の3町を含めて要望してくということでありました。現実を申しますと、あとの中山間地域、例えば旧霧島町は過疎地であったわけですが、この段階で過疎地ではなくなったということで、非常に事業の進展がないというようなことがあります。大分年数もたっておりますけれど、国分単人を除いた中山間地域の見直しができるのであれば、見直しをして、この旧3町にプラス何町かも入れて要望するというような形ができないものかお伺いします

○企画部長（有馬博明君）

お気持ちは十分に分ります。ただ、今全国も含めて鹿児島県内でも一番議論になっているのは、先ほど申し上げましたように、平成の大合併後十数年が経っておりますので、これを新市で比較されてしまうと、旧3町ですら外れてしまうと。これを死守するというのが全国の大きな議論でございます。旧霧島町も含めてということですが、旧霧島町も対象になっていた時期もあったのですが、平成16年度には国調の結果、人口減少率が少ないという判断の中で外れていますので、そこを新たに追加するという事は、現実的に協議会も含めて、自治体の議論の中では厳しいのかなと。ただ一方では辺地等の事業等もございますので、先ほど申し上げましたように、他の事業も含めて、様々な事業等は当然検討していかなければならないというふうに認識しております。ただ前回の平成20年に霧島市議会でお出された意見書のそういった部分を読ませていただきますと、「なお現行の過疎地域の指定要件を緩和することを前提に」という表現も使われておりますので、今回この表現なのか、先ほども言いましたけれども市町村の廃置分合となった場合の特例を引き続きというような具体的なことも含めて、若干その辺りの言い回しは各議会のほうで御自由に中身の検討をして、議員の皆様方の思いをお届けいただければというふうに判断しているところです。

○企画部参事兼地域政策課長（出口竜也君）

参考までに御紹介いたします。昭和45年に法律ができて、それと同時に横川地域、福山地域、溝辺地域が指定されております。牧園地域につきましては、平成2年4月からです。霧島地域につきましては平成2年4月から指定されたのですが、平成12年度3月末で対象外となりました。ただ経過措置がございまして、平成16年度まで過疎の適用を受けていたという状況でございます。溝辺地域につきましては、昭和55年3月末で対象から外れております。

○委員外議員（木野田誠君）

有馬部長の答弁の中で、意見書の言い回しを議会のほうで御自由に考えてくださいということがありましたけれども、これは例えば議会で言い回しを考えて要望した場合、有馬部長はある程度の望み、可能性があつての答弁なのか、そこ辺りをはっきりさせてください。

○企画部長（有馬博明君）

3町以外のところは今の人口形態で外れたわけですので、現実的には困難であるというふうに事務方としては考えているところでございます。

○委員長（松元 深君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

○委員長（松元 深君）

ないようですので、これで執行部に対する質疑を終わります。ここで、上小園スポーツ・文化振興課主幹から発言の申出がありましたので、これを許可します。

○スポーツ・文化振興課主幹（上小園拓也君）

先ほど国分体育館の空調の関係の質疑の際に、木野田議員から9月8日、霧島地区のバレーボール大会においての空調の使用の関係だったのですが、これにつきましては先ほど申し上げましたとおり、実行委員会の主催ということで、市の共催という形ではなっておりませんでした。それからこの大会につきましては、各地区の体育部長さん方で実際にバレーボール大会を始める前に、会議がされておまして、その中で空調を入れましょうということを協議して、負担金については

各地区自治公民館がお金を出し合って、空調を入れて利用しましょうということで、事前に合意ができていたということでした。それからもう一つの御質問のスポーツ協会の各競技団体の大会でございますけれども、これにつきましては、市のほうに後援申請があるものもございますけれども、ないものもあるということでございます。それから競技団体の大会で、市の共催という形はございませんでしたので、御報告いたします。

○委員長（松元 深君）

しばらく休憩いたします。

「休 憩 午前 11時45分」

「再 開 午後 1時00分」

○委員長（松元 深君）

休憩前に引き続き会議を開きます。所管事務調査の新たな過疎対策法の制定に関する議会意見書の提出については、各議案の議案処理後に行いたいと思います。

△ 自由討議

○委員長（松元 深君）

次に、自由討議に入ります。本日の会次第順に進めます。まず、議案第64号、財産の取得について御意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、次に進みます。次に議案第54号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、意見はありませんか。

○委員（阿多己清君）

議案第54号、議案第62号も絡む問題なのですが、これまで地方自治法や地方公務員法に臨時職員の根拠規定がなく、議会の中でも議論になったところでもあります。今回地方公務員法、地方自治法の一部改正によりまして、これらが明確になったこと。それを受けて今回の2議案の条例改正及び新規条例の制定ということになるかと思えます。臨時職員の任用、任用制度を明確化されていること、給与体系をしっかりと見直しされていること、これについてはいいことであるということをお願いいたします。

○委員長（松元 深君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、次に進みます。次に議案第62号、霧島市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、次に進みます。次に議案第55号、霧島市営体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、自由討議を終わります。これより議案処理に入ります。議案番号順に行います。

△ 議案第54号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○委員長（松元 深君）

まず、議案第54号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の

整備に関する条例の制定について、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「あり」と言う声あり〕

まず、原案に反対する方の発言を許可します。

○副委員長（宮内 博君）

今回、議案第54号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例、同時に議案第62号には会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例、この2件が提案されているところです。今回の条例改正は、国の法律を受けて実施されるというものであるわけですが、会計年度任用職員制度の導入を柱とする地方公務員法及び地方自治法の改正を受けて提出されているところです。議論でもありましたように、霧島市では本年4月1日現在、月額賃金の労働条件で働く非正規職員が336人、日額賃金234人、時間給賃金125人の合計695人の非正規職員が公務を担い、市民サービスを担って働いていただいているところであります。このような状況の中で行われた今回の会計年度任用職員制度は、臨時、非常勤の正規化や正規職員化による職員定数などの根本的改善策が示されない中で行われていることは、議論の中でも明らかになったところであります。国によります三位一体改革、あるいは集中改革プランによりまして、この間、霧島市でも正規職員の定数が減らされる一方、臨時非常勤の職員が増え続けている現状にあります。市民生活に身近な公務を担う恒常的な業務は、本来であるなら職員定数の枠を広げて常勤の職員にすべきであります。これがなされない中で、この制度が実施されようとしていること、これが第一の反対の理由であります。第二の反対の理由は、会計年度任用職員制度は、会計年度ごとの任用と雇止めを自治体の判断で進めることを可能にしておき、合法的な人員の調整弁となる可能性をこの面では否定できないということを指摘しておかなければなりません。第三の理由は、自治体における常勤と非常勤の職員の格差が大きく、公務の現場で働いても豊かになれない、ワーキングプアの製造現場となり、日本全体の格差拡大を進める結果になってきたことはこれまでも明らかになっているところであります。今回の制度改定はそれらの改善策が示されない中で進められようとしていることを指摘するものであります。以上の理由から、本条例の改正については反対であることを申し上げて討論とします。

○委員長（松元 深君）

しばらく休憩します。

「休憩 午後 1時06分」

「再開 午後 1時07分」

○委員長（松元 深君）

休憩前に引き続き会議を開きます。先ほど議案第54号の討論と申し上げましたが、併せて議案62号霧島市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてまで含めての討論と致します。次に、原案に賛成する方の発言を許可しますがないでしょうか。

○委員（阿多己清君）

先ほども自由討議の中で申し上げましたけれども、これまで臨時職員の任用や処遇面については根拠法令が無かったことで、問題とされてきました。これが平成29年度に地方公務員法及び地方自治法の一部改正が行われまして、根拠となる部分が整備されたわけでございます。それに基づく条例制定であります。今回の条例制定によりまして、臨時職員の任用上の課題、それから給与等を含めた処遇上などの課題となっていた多くの部分が解決できるのではないかと考えているところです。また本市の会計年度任用職員の場合、給与、処遇面なども県下18市に比べて比較的良い条件の中で充実させようとしているところです。質疑の中で、制度導入に伴う所要額が約2億3,000万円という報告を頂きました。今後もこれがずっと続いていくわけでありまして、将来にわたって臨時職員等、今回から会計年度任用職員となりますけれども、フルタイム、パートタイム、それぞれの職員の方々への処遇という面では良い結果になっていくと期待しているところです。いずれに致しましても、市役所における臨時、非常勤職員の位置づけ、任用制度、給与制度等を明確化し、現状では多くな

ってきつつある臨時職員の方々の働きやすい環境を整備していると思っております。したがって、この2件については可決すべきであると申し上げて討論を終わります。

○委員長（松元 深君）

他にありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○委員長（松元 深君）

ないようですので、討論を終わります。採決します。

まず、議案第54号について、原案のとおり賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立者6名、賛成多数と認めます。したがって議案第54号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第62号 霧島市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

○委員長（松元 深君）

次に、議案第62号について、原案のとおり賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立者6名、賛成多数と認めます。したがって議案第62号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第55号 霧島市営体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○委員長（松元 深君）

次に、議案第55号、霧島市営体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第55号について原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第55号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第64号 財産の取得について

○委員長（松元 深君）

次に第64号、財産の取得について討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第64号について原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第64号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上で議案4件の議案処理を終わります。

△ 委員長報告に付け加える点

○委員長（松元 深君）

次に、委員長報告に何か付け加える点はありませんか。ある場合は、議案番号とその内容を御発言ください。

〔委員長に一任〕という声あり〕

それでは、報告については委員長に御一任いただけますでしょうか。

〔「はい」という声あり〕

それでは、そのようにさせていただきます。

△ 所管事務調査について

○委員長（松元 深君）

所管事務調査の新たな過疎対策法の制定に関する議会意見書について、議提として提出するか、継続とするかお諮りしたいと思います。

○委員（阿多己清君）

先ほど来、いろいろ執行当局から説明いただきましたけれども、市当局自体も必要な意見書だということを認識いたしました。この委員会で意見書を提出すべきだと思います。中身についてはまた後で議論させてください。

○委員長（松元 深君）

それでは、新たな過疎対策法の制定に関する議会意見書について議提として提出することに御異議ありませんか。

〔「なし」という声あり〕

それでは、意見書は議提として提出することに決定しました。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 1時13分」

「再開 午後 1時23分」

○委員長（松元 深君）

休憩前に引き続き会議を開きます。意見書については、休憩中にすり合わせた内容で提出したいと思いますよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

○委員長（松元 深君）

それでは、そのように致します。意見書の内容については、副委員長とも協議をしながらまとめたいと思います。字句や言い回しなどの調整については、委員長に御一任願いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

○委員長（松元 深君）

それでは、そのように致します。提出先については、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣、国土交通大臣あてとなっておりますが、意見書案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

○委員長（松元 深君）

それでは、そのようにいたします。また、本会議での趣旨説明は、委員長が致したいと思います、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

○委員長（松元 深君）

それでは、そのようにいたします。先日の議会運営委員会の協議結果にありましてとおり、今回付託を受けた議案4件については、10月7日開会の本会議での表決となっており、その日に委員長報告を行います。また、意見書に係る議提については、議長に対し、最終本会議での議提の申し出

を行いますので、御承知おきください。これで付託された案件の審査及び所管事務調査を終了いたします。

△ 閉会中の所管事務調査について

○委員長（松元 深君）

次に、閉会中の所管事務調査について協議いたします。具体的な調査項目等について御意見がありますでしょうか。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 1時40分」

「再開 午後 1時41分」

○委員長（松元 深君）

休憩前に引き続き会議を開きます。調査項目につきましては、「総務環境常任委員会所管事務に関する調査」ということで、報告してよろしいですか。

〔「はい」と言う声あり〕

それでは、そのようにさせていただきます。

△ その他

○委員長（松元 深君）

次に、委員会全般に係るその他として、委員の皆様から何かございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

以上で、本日の総務環境常任委員会を閉会します。

「閉会 午後 1時43分」

以上、本委員会の概要と相違ないことを認め、ここに署名する。

委員長 松 元 深